

小規模事業者持続化補助金〈一般型〉

小規模事業者持続化補助金は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者の地道な販路開拓等(生産性向上)のための取組であり、また、販路開拓等の取組と合わせて行う業務効率化のための取組を支援するために要する経費の一部を補助するものです。

公募のお知らせ

補助上限額についての考え方

	一般型 (2/3 補助)		事業再開支援パッケージ(定額補助)	
	①一般型	※②特定創業支援等	③事業再開枠	※④特例事業者
補助金額(上限)	50万円	+50万円	50万円	+50万円
備考	全申請者適用	摘要条件あり	全申請者適用	摘要条件あり

※本公募要領は、茨城県商工会連合会特設ホームページ
(URL) <http://www.ib-shokoren.or.jp/> からダウンロードできますので、
内容をご確認後、申請を希望する方は事前にご相談下さい。

募集期間

★第4回受付〆切：令和3年2月5日(金) (郵送：締切日当日消印有効)

※書類確認作業等が必要となるため、応募要項を確認後、消印有効の14日前までに所定の申請様式に記載のうえ、神栖市商工会まで連絡後、ご提出ください。

補助対象者

商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

補助対象となり得る取組み事例

①事業の遂行に必要な機械装置費等の購入に要する経費
②パンフレット・ポスター・チラシ等を作成するため、および広報媒体等を活用するために支払われる経費
③新商品等を展示会等に出展または商談会に参加するために要する経費
④店舗改装(小売店の陳列レイアウト改良、飲食店の店舗改修を含む)
⑤商品パッケージ(包装)の改良
⑥ネット販売システムの構築
⑦景品、販促品の製造、開発など

お問合せ

神栖市商工会

本所 神栖市溝口4991番地

波崎支所 神栖市土合本町5-9809-527

TEL.0299-92-5111

TEL.0479-48-0333